益田市防災情報提供システム整備事業
公募型プロポーザル実施要領

令和８年１１月

島根県益田市

— 目 次 —

１．実施要領の定義 1
２．本事業の目的 1
３．プロポーザルの趣旨 1
４．本事業の概要 1
(1)事業名 1
(2)履行期間 1
(3)事業内容 1
(4)上限提案価格 2
(5)契約方法 2
５．参加資格要件 2
(1)参加者等の構成 2
(2)共通する参加資格要件 2
６．公示から契約までのスケジュール 4
７．参加表明の手続き 4
８．書類（参加資格）審査 5
９．参加辞退 6
１０．質疑受付とその回答に関する事項 6
１１．提案書の提出 7
(1)提出書類 7
(2)提出書類の記載事項及び記載上の留意点 7
１２．提案・プレゼンテーション審査 8
(1)実施日程 8
(2)実施方法 8
(3)審査方法 9
(4)選定方法 10
(5)審査結果の通知 10
(6)審査結果等の公表 10
(7)異議申し立て 10
(8)失格事項 10
１３．契約に関する事項 10
１４．留意事項 10
１５．提出先・問い合わせ 11

１．実施要領の定義

本要領は、本市が実施する「益田市防災情報提供システム整備事業」（以下「本事業」という。）に関し、受注者の選定を価格競争のみとせず、技術力、実施体制、システムの信頼性等の観点から総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」（以下「プロポーザル」という。）により実施するため、必要な事項を定めるものである。

２．本事業の目的

本事業は、災害発生時における住民へ防災情報を迅速に伝えるため、本市に最適な通信手段を導入し、災害情報の収集能力の強化、庁内における情報の整理及び共有、災害対策本部の発令判断支援など、現状の防災体制及び情報収集手段等を踏まえ、ICT技術を活用した防災業務の高度化を進める防災情報提供システムを導入することで、事務作業の簡略化による労力の軽減や対応時間の短縮を図り、ひいては住民への速やかな情報発信を実現することを目的とする。

なお、システムの導入にあたっては、コスト削減と運用負担軽減、高い可用性から、クラウド方式を採用する。

３．プロポーザルの趣旨

本事業の実施にあたっては、プロポーザル参加者の持つ技術力の活用により、本事業を効率的かつ効果的に実施することで、ランニングコストを含む本市の財政負担を最小にしつつ安全性を確保したうえで、今後のシステムの使用に向け、操作をする担当者等及び防災情報の提供を受ける住民等において最適なシステム機能等を募集する。本プロポーザル参加者のうち、本市にとって最も優れた提案を行った参加者を契約の優先交渉権者とし、本市が求めるシステムの仕様を記載した益田市防災情報提供システム整備事業仕様書（要求水準書）（以下「要求水準書」という。）及び提案内容のうち、本市が必要と認めたシステムに対する独自提案を採用し、契約内容とする。

４．本事業の概要

⑴事業名

益田市防災情報提供システム整備事業

⑵履行期間

本事業の契約上の工期は本契約締結後から令和１０年２月２９日まで（期間は予定。なお、事業予算の繰越明許を予定しており、議会における議案の可決をもって正式な履行期間となる）とする。

⑶事業内容

要求水準書のとおり

⑷上限提案価格　　※下記上限提案価格を超える金額での提案は認めない。

◎導入業務

５０，０００，０００円（消費税額及び地方消費税相当額を除く。）

※ 上記の金額は、システム導入費用（イニシャルコスト）の上限提案価格

◎運用支援（保守業務）

２５，０００，０００円/５年（消費税額及び地方消費税相当額を除く。）

※ システム稼働後の経費も含めて評価を実施するため、次年度以降５年間の運用・保守業務の上限提案価格

⑸契約方法

提出された提案書に基づき、益田市防災情報提供システム整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の提案・プレゼンテーション審査により決定した優先交渉権者と契約内容の協議を行い、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結する。

５．参加資格要件

⑴参加者等の構成

① 参加者は単独企業又は複数の企業からなる共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。

② 共同企業体に関しては、益田市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成13年益田市告示第106号）第５条、第６条、第７条、第８条、第９条、第１０条に準拠すること。

③ 共同企業体を結成する場合は、共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の中から、業務全般の統括管理を行う代表構成員を１者選出しなければならない。

④ プロポーザルに参加しようとする単独企業と共同企業体、共同企業体の代表構成員と構成員との間に、次に掲げるいずれかの関係がないこと。

A 親会社と子会社の関係

B 親会社を同じくする子会社同士の関係

C 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係

D Cと同視し得る資本関係又は人的関係

⑵共通する参加資格要件

参加者は、参加表明書提出日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。また、基準日から優先交渉権者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

① 益田市物品の売買等入札参加資格名簿（以下「入札参加資格名簿」という。）

の大分類「コンピュータサービス」、小分類「システム・ソフトウェアの作成」又は「システム・ソフトウェアの保守及び管理」に登録されている者であること。

※入札参加資格名簿に未登録であって参加意向の場合は、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和８年１２月８日（火）必着で郵送すること。なお、島根県電子調達システムからの申請において、申請先は「益田市」のみを選択すること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第１６７条の４に規定する欠格事項に該当しない者のほか、以下に該当しない者であること。

（ア）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている。

（イ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき、更正手続開始の申立てがなされている。

（ウ）現在、国、県から指名停止等の措置を受けている。

（エ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条に規定する暴力団又は暴力団員等である。

（オ）役員等が暴対法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者である。

③ 単独企業及び共同企業体の代表構成員にあっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

本事業に係る電気通信設備に対応するため、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する監理技術者（電気通信工事）となる資格を有する者を配置できること。なお、当該有資格者については、単独企業、共同企業体の構成員又は本事業における下請企業に所属する者から選出することを認めるものとする。この場合、当該有資格者は、所属企業との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、監理技術者資格者証（電気通信工事）を保有する者であること。

④ 益田市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱（平成6年益田市告示第53号）による指名停止を受けていないこと。

⑤ 本市における市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び市県民税（特別徴収分））の滞納がないこと。

⑥ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

⑦ 過去５年間（令和３年４月以降）に地方公共団体（都道府県又は人口４万人以上の市に限る）における防災情報提供システム導入その他類似業務を受託した実績がある者であること。

【類似業務：災害情報の収集・管理、避難情報等の配信又は防災情報伝達を目的としたシステムの導入】

⑧ 以下の公的認証資格を取得している者であること。（共同企業体にあっては、代表構成員又は構成員のいずれかの取得で可とする）

ア ISO 9001（品質マネジメントシステム）

イ ISO 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

ウ ISO 27017（クラウドサービスセキュリティ）

エ JIS Q15001（プライバシーマーク）

※このほか、本業務に有用な資格を取得している場合は提案時に記載すること。

６．公示から契約までのスケジュール

本事業にかかる公示から契約までのスケジュールは、以下のとおりとする。なお、各日程については、選定委員会の都合等により変更となる場合がある。

	項　　目	期　　間
1	公示	令和８年１１月２４日（火）
2	質問書の受付期間	令和８年１１月２４日（火）から 令和８年１１月３０日（月）まで
	質問に対する回答日	令和８年１２月　７日（月）
3	参加表明の受付期間	令和８年１１月２４日（火）から 令和８年１２月　８日（火）正午まで
	書類審査結果通知日	令和８年１２月１４日（月）
4	提案書受付期間	令和８年１２月１６日（水）から 令和８年１２月２８日（月）正午まで
5	提案・プレゼンテーション審査	令和９年　１月　８日（金）を予定
6	選定結果通知及び契約協議	令和９年　１月中旬
7	本契約の締結	令和９年　１月下旬を予定

７．参加表明の手続き

「５．参加資格要件」を満たし、プロポーザルに参加する意思がある場合は、次に示す提出書類を提出期限までに、次により持参・郵送・電子メールのいずれかで提出すること。

①提 出 先　　益田市常盤町１番１号　益田市総務部危機管理課

②提出形式

・郵送の場合　　紙ベース又はＰＤＦデータ（DVD-R 等）にて作成し、提出期限必着で簡易書留により提出すること。

・電子メールの場合　ＰＤＦデータを電子メールに添付して提出すること。

・持参の場合　　紙ベース又はＰＤＦデータ（DVD-R 等）により、開庁日の９時から１６時まで（土日祝日を除く。）に持参すること。

・その他　　ＦＡＸでの提出は不可とする。

③提出書類

区分	提出書類（各１部）	単独企業	共同企業体	
			代表構成員	構成員
１	公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第１号）	◎	◎	―
２	会社概要書（様式第２号）	◎	◎	◎
３	共同企業体結成届出書（様式第３号）	―	◎	―
４	法人登記簿謄本	◎	◎	◎
５	財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し（直近３年分）	◎	◎	◎
６	納税証明書又は滞納のない証明書の写し	◎	◎	◎
７	事業実施体制表（任意様式）	◎	◎	―
８	事業実績調書（様式第４号）	◎	◎	―
９	監理技術者資格者証（電気通信工事）の写し	◎	○	○

（◎：必要　○：代表構成員又は構成員のいずれかー：不要）

④提出書類の留意事項

◎業務実施体制表

・配置予定の全ての担当者等を記載すること。

・有資格者についてはその資格を記載すること。

・提案者以外の企業等に所属する者を担当者等とする場合には、企業名等も記載すること。

◎業務実績調書

・同種又は類似の業務の実績について、過去５年間で主なものについて最大５件まで記載すること。

８．書類（参加資格）審査

「７．参加表明の手続き」により提出された書類を基に本プロポーザルへの参加資格の確認を行い、その結果を参加資格審査結果通知書（様式第５号）により 、令和８年１２月１４日（月）に電子メールで通知する。なお､審査結果通知後においても、次のいずれかに該当したときは参加資格を喪失するものとする。

① 提出書類に虚偽の記載又は不正な行為等があったとき。

② 契約締結までの期間中にプロポーザル参加資格要件に該当しなくなったとき。

９．参加辞退

書類審査結果通知後において、本プロポーザル参加を辞退する場合は、令和８年１２月２８日（月）正午までに、辞退届（様式第６号）を市総務部危機管理課まで持参、郵送または電子メールにより提出すること。

電子メールによる提出の場合は、送信後に必ず受信確認の電話連絡を行うこと。

１０．質疑受付とその回答に関する事項

本プロポーザル全般に関することについて、質問がある場合は次のとおり質疑を受け付ける。

- 提出書類　質問書（様式第７号）
- 提出場所　益田市常盤町１番１号　益田市総務部危機管理課
- 提出方法　電子メールによる提出とする。

  【E-mail】kikikanri@city.masuda.lg.jp

  送信後は必ず 受信確認の電話連絡を行うこと。
- 提出に際しての注意事項

  （ア） 質問対象の文書名 、ページ番号及び質問内容を具体的に記載すること。

  （イ） 質問の趣旨を明確にすること。

  （ウ） 回答先(担当部署、担当者名、電話番号、メールアドレス)を明記すること。

  （エ） 件名は、「益田市防災情報提供システム整備事業に係る質問」とすること。

  （オ） 以下のいずれかに該当する質問は、受け付けない場合がある。

  ①電話や来訪による場合

  ②受付期間を過ぎている場合

  ③本事業の内容又は仕様と関連性がないと判断される場合

  ④質問の趣旨が明確でない場合

  ⑤明らかに本プロポーザルへの参加意思がないと判断される場合

  ⑥匿名、連絡先不明、記載不備がある場合
- 質問に対する回答

  令和８年１２月７日（月）正午までに市公式ウェブサイトで質問及び回答を公表する（質問者名は非公表）。ただし、提案内容に係る質問ではないと当市が判断した場合は、公表しない。
- 本要領等の変更及び追加資料の公表

  質疑等を踏まえ、本要領等を変更する場合や追加資料を公表する場合がある。この場合、変更・追加資料については、市公式ウェブサイトに掲載する。

１１．提案書の提出

「８．書類（参加資格）審査」により参加資格を有することを認められた者（以下「有資格事業者」という。）は、提案・プレゼンテーション審査に向け、次に記載する事項を踏まえ、提出期限までに提案書を市総務部危機管理課に持参・郵送のいずれかで提出すること。

(1) 提出書類

No	提出書類	部数	備考
１	提案書	紙 媒 体７部及び データ記録媒体１	（任意様式）
２	本事業見積書	１部	（任意様式）
３	システム運用・保守見積書	１部	（任意様式）

(2) 提出書類の記載事項及び記載上の留意点

① 提案書

・表紙に、表題、提出年月日、会社名、代表者名及び連絡先を記載すること。

・A3サイズ片面横印刷とし、A3版ファイルに綴じて提出のこと。

・本市の状況、業務の目的、業務内容等を充分に理解し、仕様書を確認の上、以下の項目について図表等を使用し分かりやすく記載すること。

〇基本方針・業務体制

〇契約期間中のスケジュール、業務工程・業務管理

〇システム構成・運用継続性

〇システムの特徴・機能・信頼性

〇運用・保守体制

〇運用支援・独自提案

※その他、特に提案したい事項、PRしたい受託実績又は業績、成果等があれば記載すること。

【その他の注意事項】

「提案書の構成・明瞭性」は審査項目の一つである。そのため、提案書では、レイアウトや図表、説明の工夫により伝えたい内容を明確にし、専門用語については注釈を付けるなど、全体として分かりやすさを重視すること。

特に、要求水準書に記載した本市の課題及び要求水準を十分理解した上で、提案書を作成すること。

② 本事業見積書

〇宛名は益田市長とする。提出日、業務名、社名及び代表者名等を記載の上、押印すること。

〇見積書には内訳書を添付すること。業務内容ごとに、直接人件費、諸経費等業

務遂行に必要となる全ての作業項目及び経費の額を積み上げて作成すること。

③ システム運用・保守見積書

〇今後５年間の運用・保守に係る経費の提案を求める。

〇年度ごとの保守・運用に係る費用の内訳（保守点検料、システム利用料、通信料、バッテリー交換費用その他の費用）を示すこと。（様式任意）

④ 提出方法と提出受付期間

〇持参の場合は、土日祝日を除く開庁日の９時から１６時までとする。

〇郵送の場合は、簡易書留による提出期限必着とする。なお、ＦＡＸや電子メールでの提出は不可とする。

〇提出期限までに提出がない場合は、辞退されたものとみなす。

⑤ その他提出に関する留意事項

〇申請の際に要する費用は、有資格事業者の負担とする。

〇提出書類の内容の変更又は追加は、市が修正を求めた場合を除いて、原則として認めない。また、市が受理した提出書類は返却しない。

〇必要に応じて、追加資料を求める場合がある。

〇提出書類の内容に虚偽があった場合は、即時失格とする。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

〇市が提供した公募に関する資料等は、他の目的での使用を禁止する。

〇有資格事業者が申請にあたっては、特許権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に対して損害を与えたときは、その責任の一切を有資格事業者が負うものとする。

〇提出書類の著作権は有資格事業者に帰属する。

１２．提案・プレゼンテーション審査

選定委員会により、 以下のとおり提案・プレゼンテーション審査を行い、 優先交渉権者を選定する。

⑴ 実施日程　 令和９年１月８日（金）を予定　※ 詳細は別途通知を行う。

⑵ 実施方法

①提案・プレゼンテーション審査は、５０分程度（説明３０分以内、質疑応答２０分以内）とする。 詳細は 実施日程とあわせて通知する。

②提案・プレゼンテーション審査に出席できる者は、最大４名までとする。

③提案説明は提出済みの提案書に基づいて行い、内容を逸脱しないこととする。

④提案・プレゼンテーション審査でのパワーポイント等の使用を可能とする。その際必要となるプロジェクター、スクリーン及びHDMI ケーブルは本市にて準備する。プレゼンテーションに係る費用及びパソコン等の機器は有資格事業者が

準備及び負担する。

⑤提案書受付締切後の問い合わせ及び追加資料の提出は認めない。

⑥審査について、録画録音等を行う場合がある。

⑶ 審査方法

提案書及びプレゼンテーションの内容について、次の審査項目に基づき審査し、最も優れている有資格事業者を優先交渉権者に選定する。

審査項目	審査基準（概要）	配点
①提案書の構成・明瞭性及び実施体制及びスケジュールの妥当性	提案書全体の構成が整理され、情報が視覚的・論理的に明確で第三者にも分かりやすい内容であるか。 人員配置、責任体制、監理技術者の経験などが明示され、かつスケジュールが現実的であり、本事業を計画的に実施する十分な体制となっているか。	１０
②システムの操作性及び信頼性と安全性	災害時でもシステムが稼働できるか。 また、操作者が操作しやすく、情報を受け取る住民等がわかりやすいものであり、その上でシステムの信頼性や安全性が確保されているか。	２０
③提案技術と独自提案の適切性	提案技術は最新かつ信頼性が高く、独自提案も本事業の目的及び課題に対し的確かつ有効であるか。	２０
④運用・保守体制の充実度	保守・サポート体制、定期的な点検や更新計画などが明示されており、運用・保守体制が充実しているか。	２０
⑤財務状況の健全性	財務諸表（貸借対照表、損益計算書）により、資本体力や継続的な事業遂行能力に問題がないか。	１０
⑥提案価格の妥当性	提案価格の妥当性及び今後５年間の運用・保守に係る経費が明示されているか、費用対効果は高いか。	２０
合　　計		１００

※実際の審査では、審査基準を細分化したものを用いて行う予定

⑷ 選定方法

選定委員会委員が採点した審査点の平均点が、最も高い得点を得た者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点候補者に選定する。なお、平均点が６割未満（６０点未満）となる場合は選定しない。また、最高審査点が同点となった場合は、「⑥提案価格の妥当性」の平均審査点が高い者を上位とする。

※参加事業者が１者の場合でも提案・プロポーザル審査を行い、要件を満たしている場合に限り、優先交渉権者とする。

⑸ 審査結果の通知

審査結果は、提案・プロポーザル審査結果通知書（様式第８号）により、審査後５日以内（土日祝日を除く。）に、提案・プレゼンテーション審査を実施した全事業者に対して、電子メールで通知する。

⑹ 審査結果等の公表

選定結果については、速やかに市公式ウェブサイトで公表する。

⑺ 異議申し立て

審査結果については、いかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

⑻ 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案を失格とする。

・提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの。
・提案書の作成形式及びプレゼンテーションの実施方法に適合しないもの。
・提案・プレゼンテーション審査に出席しなかったもの。
・虚偽の申請を行い提案資格を得たもの、又は不誠実な行為を行ったもの。
・選定結果に影響を及ぼす不正行為を行ったもの。

１３．契約に関する事項

プロポーザルの結果により決定した優先交渉権者と協議し、市と優先交渉権者の両者が合意に至った後、業務委託契約を締結する。また、優先交渉権者との協議において、合意に至らなかった場合は、次点優先交渉権者との協議を行う。ただし、契約締結後であっても、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除するものとする。

１４．留意事項

次の事項を遵守すること

・ 本契約締結日以降に着手すること。
・ 参加者は、本事業にて知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。
・ 提案書及び提出書類は返還しない。

１５．提出先・問い合わせ

〒698-8650
島根県益田市常盤町１番１号（益田市役所本庁３階）
益田市 総務部 危機管理課　担当：齋　藤・水　津
電　話：０８５６－３１－０６３０
ＦＡＸ：０８５６－２３－５００１
E-mail：kikikanri@city.masuda.lg.jp